

◆◆トピックス①◆◆

社会保障審議会年金部会・専門委員会で  
厚生年金基金制度の見直し“試案”を発表

Ovalニュースレターでは、人事・企業年金関連の情報を分かりやすく解説し、企業経営上の判断をサポートします。

|                           |   |
|---------------------------|---|
| 厚生労働省<br>制度廃止“試案”を発表      | 1 |
| 厚労省“試案”の概要                | 2 |
| 厚労省“試案”を解説                | 3 |
| 厚労省“試案”に対する<br>オーヴァルの独自評価 | 4 |

去る11月2日に厚生労働省は、社会保障審議会年金部会に設置した「厚生年金基金制度に関する専門委員会」の第一回会議に、厚生年金基金制度の見直しに係る『厚生労働省試案（議論のたたき台）』を提出した。

更に、委員会に提出された資料の中で代行割れの実態も明らかになった。

 Oval View（オーヴァルの視点）

この厚生労働省試案（以下“試案”）の内容は、厚生年金基金の問題に対して関知しないという傍観者的スタンス、むしろ問題先送りに与しているようにも映っていたこれまでの厚労省の基本姿勢が大きく変わったことを示すものであった。厚年基金の赤字問題、特に『代行割れ』問題をこれ以上は放置しておけないという厚労省の意志を感じさせるもので、高く評価できる。

その一方では、今回の「厚労省の厚年基金廃止試案」を“年金行政のちゃぶ台返し”と評し、“総合型厚生年金基金の常務理事らは涙目”であったり“はしごを外された気分”と受け取っている基金関係者も多いようだ。

（年金情報2012年12月19日No. 604 記事）これまで厚生年金基金制度の存在で既得権益を享受してきた基金関係者や金融機関関係者にとっては、厚労省の方針転換は衝撃的であったらう。

しかし、企業経営の観点からすれば、中小企業への年金普及や、老後保障と受給権保護というお題目だけで、適切な情報公開や説明も行われないうままに、年金財政の赤字を一方向的に押し付けられてきた加入企業にとっては、総合型基金の問題が解決されることは朗報である。

本ニュースレターでは、厚労省の“試案”内容の解説と併せて、基金制度の将来性について、特に『代行割れ』となっている270を超える基金に対する影響、そして『代行割れ』基金が取るべき今後の方向性について当社の見解を、次頁以降に提示する。

厚労省“試案”は今後、専門委員会での検討を経て成案となったら、同省社会保障審議会年金部会で慎重に審議した上で、来年の通常国会に必要な法改正を諮る、という見通しにある。12月16日の衆議院選挙の結果次第では、この見通しもまだ流動的であるとの見方もあるが、一方では、政局の流動も見越しての上で厚労省は検討作業を取り進めており、自民党とは水面下での意見調整も進んでいるという説もある。

いずれにしても、厚労省年金局の責任者である企業年金国民年金基金課・渡辺由美子課長は、「一步も引かない」という強い決意を示している様子で、全体としての大きな流れが変更される可能性は少ないだろう。

この渡辺課長はAIJ問題の修羅場でも取り乱すこともなく対応し、早くも「将来の次官候補」に名前が挙がっている、という週刊誌報道すらある。

◆書籍案内◆

年金倒産

企業を脅かす  
もう一つの「年金問題」

厚生年金基金はなぜ破滅へと  
突き進むことになったのか――

著者：当社代表 宮原英臣  
発売元：株式会社7レジデント社  
定価：本体1200円（税込）

◆セミナー情報◆

企業年金対策セミナー  
“総合型厚生年金基金  
対策セミナー”

東京開催

12月18日(火)

1月22日(火)

大阪開催

1月29日(火)

時間：13:30～16:00

参加費：1社につき1万円

同封のセミナー案内で  
お申し込み下さい。



ホームページもご覧下さい

www.oval-rms.com







レジデント社  
から好評発売中

## ◆◆トピックス③◆◆

# 厚生年金基金制度の見直し

## 厚労省“試案”を解説

### ◆出版案内◆

#### 年金倒産

企業を脅かす  
もう一つの「年金問題」

厚生年金基金はなぜ破滅へと  
突き進むことになったのか――

著者：当社代表 宮原英臣  
発売元：株式会社レジデント社  
定価：本体1200円(税込)

Ovalニュースレターの  
バックナンバーは下記  
のウェブサイトをご参照  
下さい。

www.oval-rms.com

#### 企業年金対策セミナー “総合型厚生年金基金 対策セミナー”

東京開催

12月18日(火)

1月22日(火)

大阪開催

1月29日(火)

時間：13:30～16:00

参加費用：1社につき1万円

同封のセミナー案内で  
お申し込み下さい。

セミナー参加特典とし  
て、ご加入基金の財政分  
析の詳細レポートをご提  
供致します。  
セミナー申込時に加入基  
金名をご記入下さい。

発行：  
オーヴァル  
リスクマネジメント  
サービスズ  
日本支社

〒151-0053  
東京都渋谷区  
代々木4-23-5-101  
TEL：03-5333-4808  
FAX：03-5333-4809

●“基本原則”として積立不足は母体企業が責任を持つことは、「企業年金制度」である厚生年金基金の在り方としては全く正しい。

厚生年金基金は、あくまでも企業の経営判断の下で運営される企業年金制度であり、代行制度は企業からの要請に応じて設置された。従って、代行部分の運営責任は母体企業にあるので、代行分の積立不足は母体企業の責任で負担・解消するべきであることは言うまでもない。

企業経営の自由・自治を認めるからこそ経営の責任を問えるのであり、自治と責任は一体である。この観点からすると、代行制度を10年後には“強制的”に廃止することには賛成できない。制度の継続・廃止は、母体企業の自主判断に任せるべきである。

しかし、代行分不足額の負担に耐えかねて母体企業自体が破綻してしまうような事態は、避けなければならない。一つには企業が年金倒産すると雇用が失われ、周辺の地域産業等に負の影響を及ぼすことが懸念される。また、企業が存続していれば将来にわたって厚生年金保険料を払い続けることができるのに、その将来の厚生年金保険料収入までも消失してしまう。

厚生年金本体にとっては、この将来保険料収入が消失することの方が年金財政に負の影響を生じえる。

そこで、企業の年金倒産を回避するための救済措置・支援策を考えることが必要になる。今回の厚労省試案にある各措置でも一定の支援効果は望める。とはいえ企業体力の限界を超える負担が生じた場合には、倒産する企業も出てくる可能性が残る。そうなると、企業倒産を回避し事業継続・雇用維持のために“企業を救済する”ことは考えられる。

ここで明確にしておくべきは、“基金を救済するのではなく、企業を救済する”ということである。その場合、民事再生法適用に類似した取り扱いにして、自力で返済負担できる企業までもが安易な救済を求めるというモラルハザードの発生も防止すべきであろう。

●積立不足の責任を母体企業に求めるからには、企業経営の自主・自治を尊重すべきである。とはいえ、厚生年金保険制度の保険者で制度全体の管理監督責任者である厚生労働省は、代行制度の運営を野放図にするわけにはいかない。

そこで、制度の在り方の原則を維持しつつ、監督・指導責任を果たすには「アメとムチ」を使い分ける必要がある。

「アメ」とは基金を自主解散する母体企業に対する支援策であり、「ムチ」とは代行制度を継続する母体企業に求める厳しい財政運営基準である。

(ア)まず制度継続の場合の「ムチ」について、“代行制度を有する企業年金”である厚生年金基金の財政運営基準は、「確定給付企業年金法」に準拠した**厳格な運営基準を適用すべき**である。

同法では財政計算の基準、特に運用目標となる予定利率や、積立不足に伴う掛金負担責任等について省令の定めによる厳格な運営基準が設定されており、健全な運営が確保されている。確定給付企業年金と厚生年金基金との制度間の相互の移行も規定されており親和性も高い。

更に、上乗せ部分の代行部分に対する比率を大幅に引き上げることが必要であろう。現行基準では上乗せ給付分は代行部分の最低1割以上となっており、総合型基金の場合はその比率が平均2割弱となっている。上乗せ部分が薄いことが代行割れになりやすい要因でもある。厚労省も統計的には、保有資産が代行部分の1.3倍以上なければ1年後、1.7倍以上なければ2年後には、代行割れとなる確率が高くなることを認めており、上乗せ部分が少ないことが財政悪化の要因であることは報告されている。

(イ)次に代行制度廃止に向けての「アメ」であるが、あくまでも**母体企業の経営判断を尊重し、その結果として自主解散する場合には様々な支援策を提供する**、という基本スタンスで見ると、今回の厚労省試案には、幾つかの有効な措置が含まれている。

次頁で各措置の有効度合いを◎、○、△、×表記で評価したが、特に「代行割れ」に陥っている厚生年金基金にとって有効な措置は早急に法改正して欲しいところである。



◆◆トピックス④◆◆

# 厚生年金基金制度見直し

## 厚労省“試案”・特別措置の内容評価

フジテント社  
から好評発売中

◆出版案内◆

### 年金倒産

企業を脅かす  
もう一つの「年金問題」

厚生年金基金はなぜ破滅へと  
突き進むことになったのか――  
著者：当社代表 宮原英臣  
発売元：株式会社フジテント社  
定価：本体1200円(税込)

### 企業年金対策セミナー “総合型厚生年金基金 対策セミナー”

東京開催

12月18日(火)

1月22日(火)

大阪開催

1月29日(火)

時間：13:30～16:00

参加費用：1社につき1万円  
同封のセミナー案内で  
お申し込み下さい。

セミナー参加特典として、  
ご加入基金の財政分析の  
詳細レポートを提供致し  
ます。

セミナー申込時に加入基  
金名をご記入下さい。

発行：  
オーヴァル・リスク  
マネジメント・サー  
ビシズ日本支社

〒151-0053  
東京都渋谷区  
代々木4-23-5-101  
TEL：03-5333-4808  
FAX：03-5333-4809

ホームページも  
ご覧下さい。

www.oval-rms.com

|                                 |                             |    |   |   |
|---------------------------------|-----------------------------|----|---|---|
| 「特例解散・<br>分割納付」を<br>事業所が選択する場合  | 事業所間の連帯債務の廃止                |    | ◎ | ① |
|                                 | 納付期間・最長15年                  |    | ○ | ② |
|                                 | 分割納付に係る利息・固定金利              |    | ◎ | ③ |
|                                 | 代行資産の先行返還制度                 |    | ◎ | ④ |
|                                 | 解散申請時からの受給者上乗せ給付停止          |    | ◎ | ⑤ |
| 「清算型解散(仮称)」の導入                  |                             |    | × | ⑥ |
| 厚生年金本体への<br>納付額(代行分返還額)<br>について | 「新特例基準の設定」                  |    | × | ⑦ |
|                                 | 最低責任準備金の計算に用いる係数(0.875)の見直し |    | ○ | ⑧ |
|                                 | 「期ズレ」の調整                    |    | △ | ⑨ |
| 代行制度の<br>段階的縮小・廃止               | 代行給付の確保(公的年金である2階部分の給付保証)   |    | △ | ⑩ |
|                                 | 段階的縮小・廃止のプロセス               |    | × | ⑪ |
| 移行期間中の<br>制度運営の見直し              | 代議員会における法定議決要件              | 緩和 | △ | ⑫ |
|                                 | 解散認可の事前手続き要件                | 緩和 | △ |   |
|                                 | 解散認可の理由要件(母体企業の経営悪化等)       | 撤廃 | ◎ |   |
|                                 | 合併など認可基準の緩和                 |    | △ |   |

Oval View (オーヴァルの評価)

- ①兵庫タクシー基金解散による連鎖倒産の原因は、この連帯債務条件にあった。現行特例解散でも連帯債務が最大のネックとなっているので、廃止されれば自主解散に踏み切る基金は増えるであろう。
- ②現行特例措置では、分割納付期間は原則最長10年となっているが、最長15年に延長した方が、企業には資金繰りが楽になる。
- ③固定金利とすることで、企業にとっては分割納付を受け入れやすくなる。
- ④積立金減少リスクに歯止めをかけることで、資産保全の効果が期待できる。
- ⑤上記④と同様に、資産保全効果が期待できる。代行割れ解散となれば加入者はもとより上乗せ給付は消滅するので、加入者と受給者の公平性から止むを得ない。
- ⑥「解散命令」を発動すれば足りること。強制力を伴わない制度を導入するのは、現行の指定基金制度に屋上屋を重ねるようなものであり、実効性は伴わない。
- ⑦当該適用基準の設定の合理性が不透明である。モラルハザード防止の観点から、その他関連する救済策と併せ、慎重に議論する必要がある。
- ⑧この係数見直しが実施されれば、国に返還すべき所要額の減少が期待できる。
- ⑨一時的な影響に過ぎず、解散時の国への返還額を実質的に軽減するものではない。
- ⑩基金が解散しても、厚生年金(2階部分)の給付を国が保証するのは元より当然のこと。但し、あえて明文化することで受給者の不安を軽減する効果はある。
- ⑪10年後の強制的な廃止は必要ない、むしろ不適切と考えるので、段階的縮小・廃止の意味はない。
- ⑫いずれの緩和措置も、手続き軽減の効果はあるが、代行割れ基金が解散する場合、代行不足分は全事業主に按分負担を強いるので、実質的には全事業主の同意を得なければならない。解散認可の際の、母体企業の経営悪化という理由要件の撤廃は、企業としては障害要因が解消したことになる。
- ⑬基金合併は、一時的には運営経費の軽減等の効果はできるが、本質的には財政改善には繋がらない。また、赤字を抱えた基金同士の合併は現実的には起き難い。